

愛知県高度救命救急センターの指定更新について

1 概要

- 高度救命救急センター設置要綱（以下、「要綱」という。）では、高度救命救急センターの指定を知事が行い、その有効期間は3年となっている。
- 現在、愛知医科大学病院及び藤田医科大学病院を指定しているが、指定の有効期間が令和6年3月31日までとなっているため、両病院より指定更新の申請があった。
- 要綱では、指定にあたって愛知県医療審議会5事業等推進部会及び愛知県救急医療協議会の意見を聞くものとなっている。

2 指定基準について

- 指定基準については、要綱及び愛知県における高度救命救急センター設置方針に定めている。（参考資料1-1及び参考資料1-2）
- 両病院の指定基準について、指定更新申請書等により基準を満たしていること確認した。（資料2-2）

3 愛知県救急医療協議会での意見聴取結果について

- 令和5年12月28日に開催した愛知県救急医療協議会において、両病院とも指定更新の要件を満たしていることを事務局より説明したところ、委員から指定を更新することに対する異論はなかった。

4 今後のスケジュール

- 愛知県医療審議会5事業等推進部会にて承認された場合は、今年度中に高度救命救急センター指定の有効期間の更新（令和6年4月1日から令和9年3月31日まで）を行う。

